

弘前市子ども・子育て支援事業計画

(素案)

平成 26 年〇月

弘前市

目 次

第1章 計画策定の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

- 1 人口と出生の現状
- 2 子育て支援の現状

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点
- 3 基本方針（目標）
- 4 施策の体系

第4章 計画の策定（基本事項）

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 幼児期の学校教育・保育
- 3 地域子ども・子育て支援事業
- 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

第5章 計画の策定（その他の事項）

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する青森県との連携
- 3 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 進捗状況の管理

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住人等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっており、子育てをめぐる地域や家族の状況は変化しております。

わが国の子ども・子育て支援については、「少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）」等に基づき、総合的な施策が講じられてきたところであり、「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」により、地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援のための取組を促進するために、それぞれの行動計画を策定するよう義務付けられてきました。

さらに、平成24年8月には、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、「子ども・子育て支援法」をはじめとする、子ども・子育て関連3法が公布されました。これにより、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートすることとなり、市区町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

この計画では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考え方を基本に、子どもや子育て家庭が置かれている環境を踏まえ、子どものより良い育ちを実現させるために必要な支援を行い、妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない支援をすることにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、また、親も成長することが出来る環境の整備を目的に策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づく計画として策定するものです。

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

この計画は、市の地域づくりの基本となる「弘前市経営計画」を上位計画として、他の関連する計画と整合性を保ちながら策定していきます。

また、次世代育成支援対策行動計画を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。

3 計画の期間

この計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
 次世代育成支援行動計画（後期計画）					 子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

この計画の策定に当たって、子ども・子育て支援法第77条に基づき設置した「弘前市子ども・子育て会議」において、計画等の内容について審議し、計画書に反映させてきました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

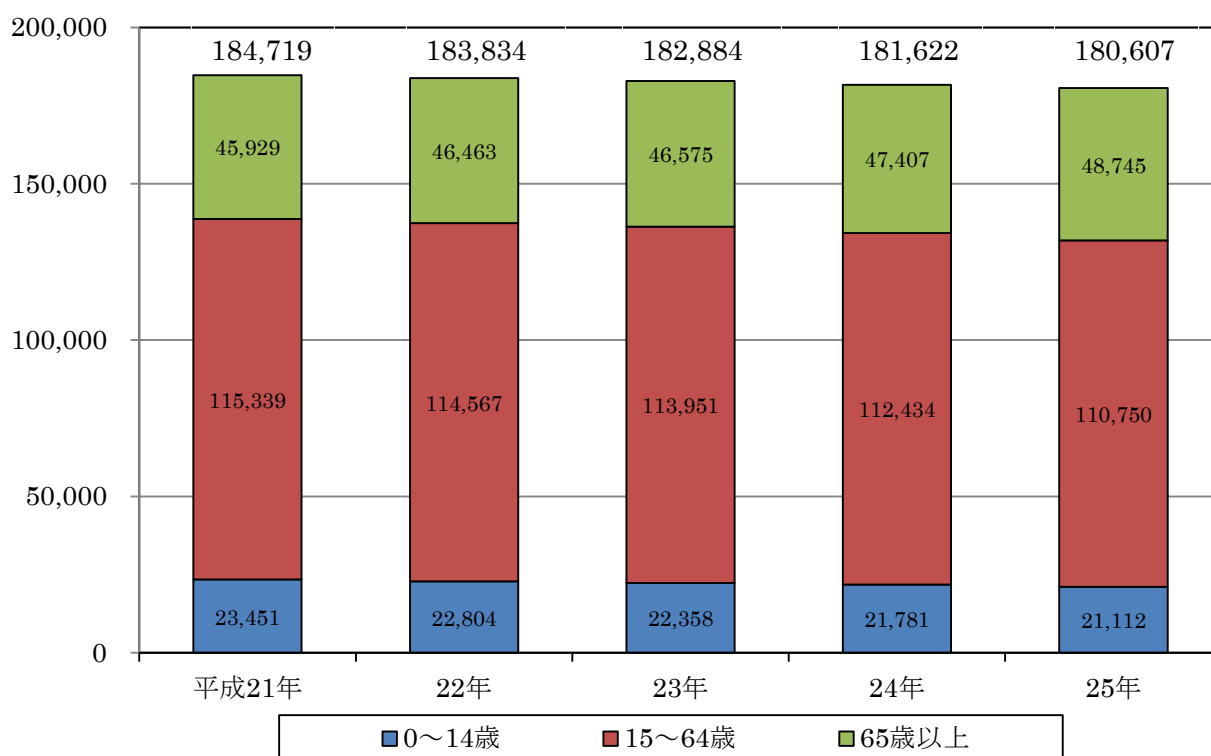
1 人口と出生の現状

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本市の住民基本台帳による総人口をみると、平成25年3月31日現在で180,607人となっており、平成21年からの5年間の推移では4,112人の減少となっております。

また、年齢3区分別人口をみると、65歳以上の高齢者人口は増加しているものの、0歳～14歳の年少人口と、15歳～64歳の生産年齢人口は減少傾向にあります。

図 1-1 総人口及び年齢3区分別人口の推移

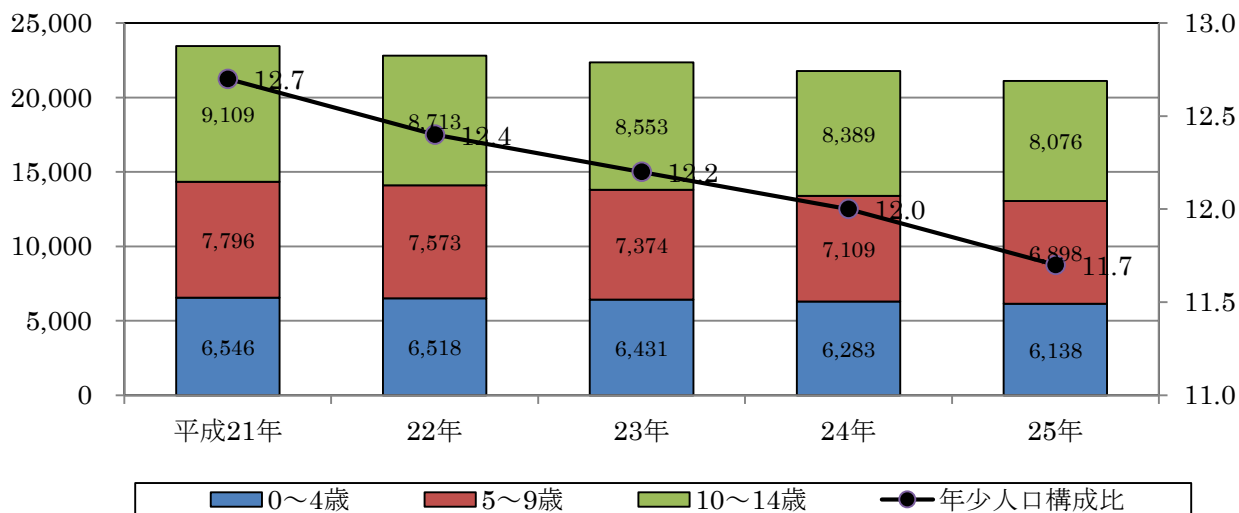


弘前市住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 年少人口の推移

年少人口はどの年齢階層でも減少傾向にあります。また、総人口に占める割合は、平成25年まででは11.7%と毎年減少傾向にあります。

図 1-2 年少人口の推移

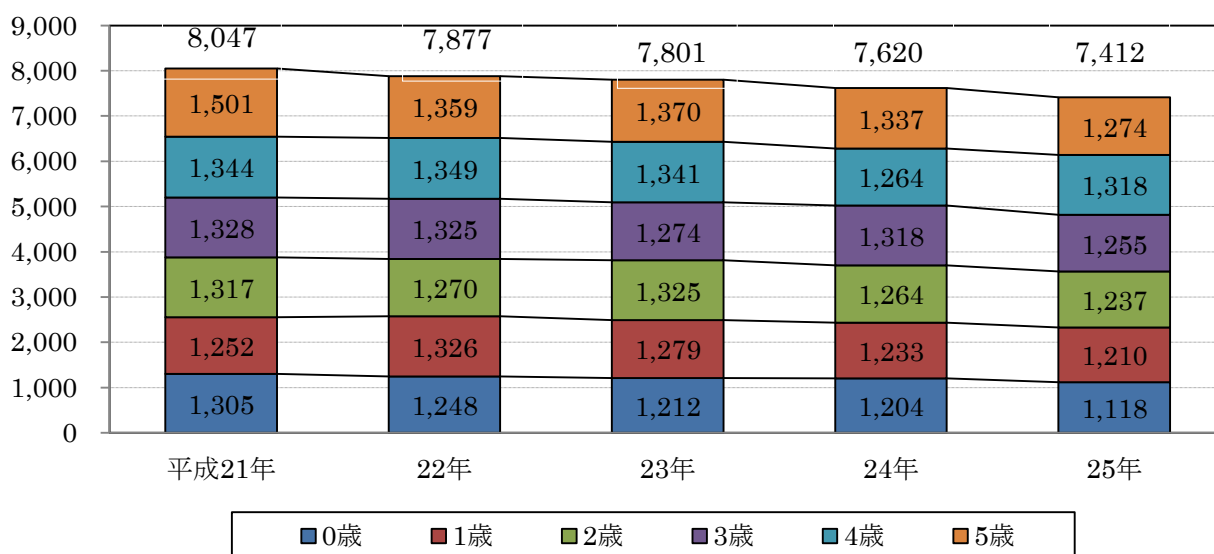


弘前市住民基本台帳（各年3月31日現在）

(3) 就学前人口の推移

就学前人口の推移をみると、0歳児は年々減少傾向にあるが、1歳から5歳は増減を繰り返しながら推移しております。

図 1-3 就学前人口の年齢別推移



弘前市住民基本台帳（各年3月31日現在）

2 子育て支援の現状

(1) 教育・保育施設の現状

① 幼稚園・保育所（園）の園児数

本市の入園児童数は、幼稚園・保育所（園）ともに横ばい傾向にあります。

表 1-1 幼稚園の園児数推移

幼稚園		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
国公立	園数（カ所）	2	2	2	2	2
	定員（人）	230	230	230	230	230
	園児数（人）	119	127	115	102	127
私立	園数（カ所）	10	10	10	10	10
	定員（人）	1,655	1,475	1,475	1,475	1,475
	園児数（人）	876	859	836	790	711

* 幼稚園児数は、各年度 5 月 1 日現在

資料：学務健康課

表 1-2 保育所（園）の園児数推移

保育所（園）		園数 （カ所）	定員 （人）	0 歳 （人）	1 歳 （人）	2 歳 （人）	3 歳 （人）	4 歳 （人）	5 歳 （人）	合計 （人）
21 年度	公立	5	430	10	33	55	65	57	67	287
	私立	60	3,983	245	608	747	793	866	951	4,210
22 年度	公立	5	430	12	30	45	59	74	61	281
	私立	60	3,948	257	620	752	836	831	876	4,172
23 年度	公立	5	430	10	38	50	62	65	74	299
	私立	60	3,988	295	630	765	826	866	853	4,235
24 年度	公立	5	430	10	35	48	63	64	67	287
	私立	60	4,093	280	649	745	827	855	854	4,210
25 年度	公立	4	360	6	31	40	37	51	47	212
	私立	61	4,198	273	654	788	844	857	881	4,297

* 定員及び園児数には、分園分を含む。

** 保育所（園）園児数は、各年度 4 月 1 日現在

資料：子育て支援課

(2) 子育て支援事業の現状

利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

事業は実施していない

地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
笹森町子育て支援センター					
相馬保育所子育て支援センター					
弘前市駅前こどもの広場					
みどり保育園子育て支援センター					
大浦保育園子育て支援センター					

資料：子育て支援課

妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
受診票発行者数（人）					
受診票発行件数（件）					
延べ健診受診件数（件）					

資料：健康づくり推進課

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
対象家庭数（件）					
訪問件数（件）					

資料：健康づくり推進課

養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

- ・養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
- ・その他要保護児童の支援に資する事業は、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

事業は実施していない

子育て短期支援事業

- ・短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業

ショートステイ事業は実施していない

- ・夜間養護等（トワイライトステイ）事業は、保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業

トワイライトステイ事業	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実施施設数（カ所）					
利用者数（人）					
利用延べ回数（回）					

資料：子育て支援課

ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に

関する連絡、調整を行う事業

事業は実施していない

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

資料：学務健康課

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

資料：子育て支援課

延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

資料：子育て支援課

病児・病後児保育事業

・病児対応型は、児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業

・病後児対応型は、児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実施施設（か所）					
延べ利用者数（人）					

資料：子育て支援課

放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

資料：子育て支援課

実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

事業は実施していない

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

事業は実施していない

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

弘前市における子どもと子育てに関する考え方（及び、キャッチコピー等）を記載。

* 子ども・子育て支援法第2条（基本理念）

第1項 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

第2項 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

第3項 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

* 弘前市次世代育成支援行動計画の基本理念

- 1 子どもの人権を尊重します。
- 2 子どもの幸せを第一として、子どもが健やかに成長し自立できるよう、地域全体で子どもを見守ります。
- 3 子育ての責任は、第一義的にはその家族にあることを踏まえながら、地域全体で子育て家庭を支援します。

2 基本的な視点

弘前市次世代育成支援行動計画を踏まえて検討する

- 1 子どもの視点
輝く未来と無限の可能性を持つ子どもの健やかな成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを行います。
- 2 次世代の親づくりという視点
子どもは次代の親になるものという認識のもと、子育ての喜びや生きがい、生命の尊さを若い世代に伝えられるような支援を行います。
- 3 社会全体による支援の視点
子育ての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識のもと、次世代を担う子どもたちの成長を国、県及び市はもとより、地域社会や事業主を含めた社会全体で支えます。
- 4 仕事と生活の調和の実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現するために、関係者が連携し、実情に応じた意識づくりを進めます。

5 すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援だけでなく、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援を進めます。

3 基本方針（目標）

次の○つの基本方針のもとに、弘前市における子ども・子育て支援を推進することとする。

* 弘前市次世代育成支援行動計画では、以下の項目を基本目標としている。

- 1 地域における子育て支援
- 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- 3 子どもの健やかな成長に資する教育環境等の整備
- 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 5 「仕事と子育ての両立支援」の推進
- 6 子どもの安全の確保
- 7 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進
- 8 計画の推進に向けて

4 施策の体系

別紙弘前市次世代育成支援行動計画資料を
もとに記載

第4章 施策の展開（計画の策定（基本事項））

【必須記載項目】

1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

国の考え方

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

量の見込み・確保方策を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

2 各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期に関する事項

（1）各年度における教育・保育の量の見込み

国の考え方

当該市町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

（2）実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

国の考え方

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごと及び一・二・三号認定の区分ごとに、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその時期を定める。

その際、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を十分に踏まえたうえで定めること。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

国の考え方

各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

(2) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

国の考え方

市町村が定めた各年度の量の見込みに対応するよう、事業の種類ごとに、各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

国の考え方

市町村は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方を記載すること。

幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項を定めること。

子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策を定めること。

教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、市町村におけるこれらの連携の推進方策を定めること。

第5章 施策の展開（計画の策定（その他事項））

【任意記載項目】

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

2 進捗状況の管理

